

# 公益財団法人苫小牧市スポーツ協会

## スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人苫小牧市スポーツ協会（以下「本会」という）における暴力行為等に関する相談及び、問い合わせ（以下「相談等」という）に対する体制を整備し、スポーツ活動の健全な発展と、スポーツに関わる人々の権利利益の保護を図ることを目的に「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）設置に関することを定める。

#### (適用範囲)

第2条 本規程は、本会加盟団体、スポーツ少年団単位団、スポーツ指導者、選手及びその他本会の事業に関わる全ての人に適用する。

### 第2章 相談窓口の設置と役割

#### (相談窓口の設置)

第3条 本会に、暴力等に関する相談・通報を受け付ける相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、総務・財務委員会の管理下に置き、その事務は本会事務局長及び、総務担当主幹が対応するものとする。

#### (相談窓口の役割)

第4条 相談窓口は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 暴力等に関する相談・通報の受付
- (2) 相談・通報内容の聴取及び記録
- (3) 相談者への助言及び情報提供
- (4) 事案に応じた適切な対応部署への報告・連携
- (5) 専門家（弁護士等）との連携

#### (相談等の範囲)

第5条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応するものとする。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワーハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用防止に関する事。
- (5) 不適切な経理処理に関する事。

### 第3章 相談の方法と対応

#### (相談対象者)

第6条 相談できる者は、暴力等の被害を受けた本人、その保護者、及び関係者とする。

(相談等方法)

第7条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会 のいずれも可能とする。

(相談等受付)

第8条 相談窓口は、相談を受けた際、速やかに所定の相談等受付シートに必要事項を記録する。

(相談等手続き)

第9条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本会事務局担当、当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。

3 事案の確認及び対応の依頼を受けた本会事務局担当は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、相談窓口へ報告するものとする。

4 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、総務・財務委員会委員長に報告するものとする。

5 総務・財務委員会委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとするものとする。

6 総務・財務委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構への相談及び問合せを相談者に提案するものとするものとする。

#### 第4章 情報の保護と秘密保持

(秘密保持義務)

第10条 相談窓口の業務に携わる者、及び相談内容を知り得た者は、職務上知り得た個人情報及び相談内容について、厳格な秘密保持義務を負う。

2 相談者の同意なく、氏名や連絡先、相談内容を第三者に開示してはならない。ただし、法令に基づく場合、または生命の危険など緊急の必要性がある場合はこの限りではない。

(プライバシー保護)

第11条 相談窓口は、相談者のプライバシー保護に最大限配慮し、相談者が不利益を被ることのないよう努める。

(記録の管理)

第12条 相談受付シート等の記録は、厳重に管理し、担当者以外が閲覧できないようにする。

(補足)

第13条 その他、相談窓口について必要な事項は、総務・財務委員会で定める。

附 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。